

令和3年9月30日

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
私立幼稚園をご利用の保護者の皆様 各位

豊見城市長 山川 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策にかかる「沖縄県緊急事態宣言」の解除に伴う
保育施設等の対応について

日頃より本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ご家庭で保育が可能な場合に保育所等をお休みしていただいた保護者の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございます。

さて、令和3年9月30日をもって政府による沖縄県への「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。これに伴い、令和3年9月9日付けの通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛について（要請期間再々延長）」で示していた、登園自粛の要請及びそれに伴う保育料等についての日割り減免を令和3年9月30日で終了と致します。

しかし、保育所等の特性として、3密のうち特に「密集」と「密接」を防ぐことが困難であり、感染症対策を講じても感染症は広がりやすい状況にあるため、保護者の皆様のご協力が欠かせません。

引き続きのお願いになりますが、下記の事についてご協力をお願い致します。

【大切なお願い】

1. お子さまやご家族に発熱や風邪症状など新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
2. お子さまやお子さまと同居しているご家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかにご利用の保育施設等に連絡をお願いいたします。陰性・陽性のいずれの場合にも、速やかに結果のご連絡をお願いいたします。
3. ご家族がPCR検査を受けて結果が出るまでの間は、お子さま自身に体調不良がない場合であっても、感染拡大防止の観点から家庭保育の協力をお願いいたします。
4. 同居のご家族の感染が確定した場合には、お子さま自身が濃厚接触者として指定されるか否かにかかわらず、感染症罹患者と接触してから14日間程度の家庭保育のご協力をお願いいたします。
5. 送迎時の保護者様のマスク着用、検温、アルコール消毒など、施設が実施する感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

豊見城市 福祉健康部 保育こども園課 電話：098-850-5088